

文化的施設整備事業

主な「説明・意見交換会」等配布資料 3/3

④ 広報関係 【注】映像関係（CATV 文字放送・行政放送等）、町公式 HP・SNS による発信を除く

① 主な「説明・意見交換会」等配布資料

(3) 令和4年度文化的施設「町民説明・意見交換会」資料 [R04.11.01～04/旧町村別3会場]

R06.02.15

企画課文化的施設整備推進室

令和4年度 文化的施設「町民説明・意見交換会」資料

- ▶ 令和4年11月1日（火）地域交流センターたのの
2日（水）役場十和地域振興局
4日（金）役場本庁／東庁舎
- ▶ 各会場とも18時30分～（1時間半程度の予定）



▶ 完成予想図（実施設計より）

四万十町
しまんとがわのまんなか SHIMANTO TOWN

令和4年11月
企画課／文化的施設整備推進室

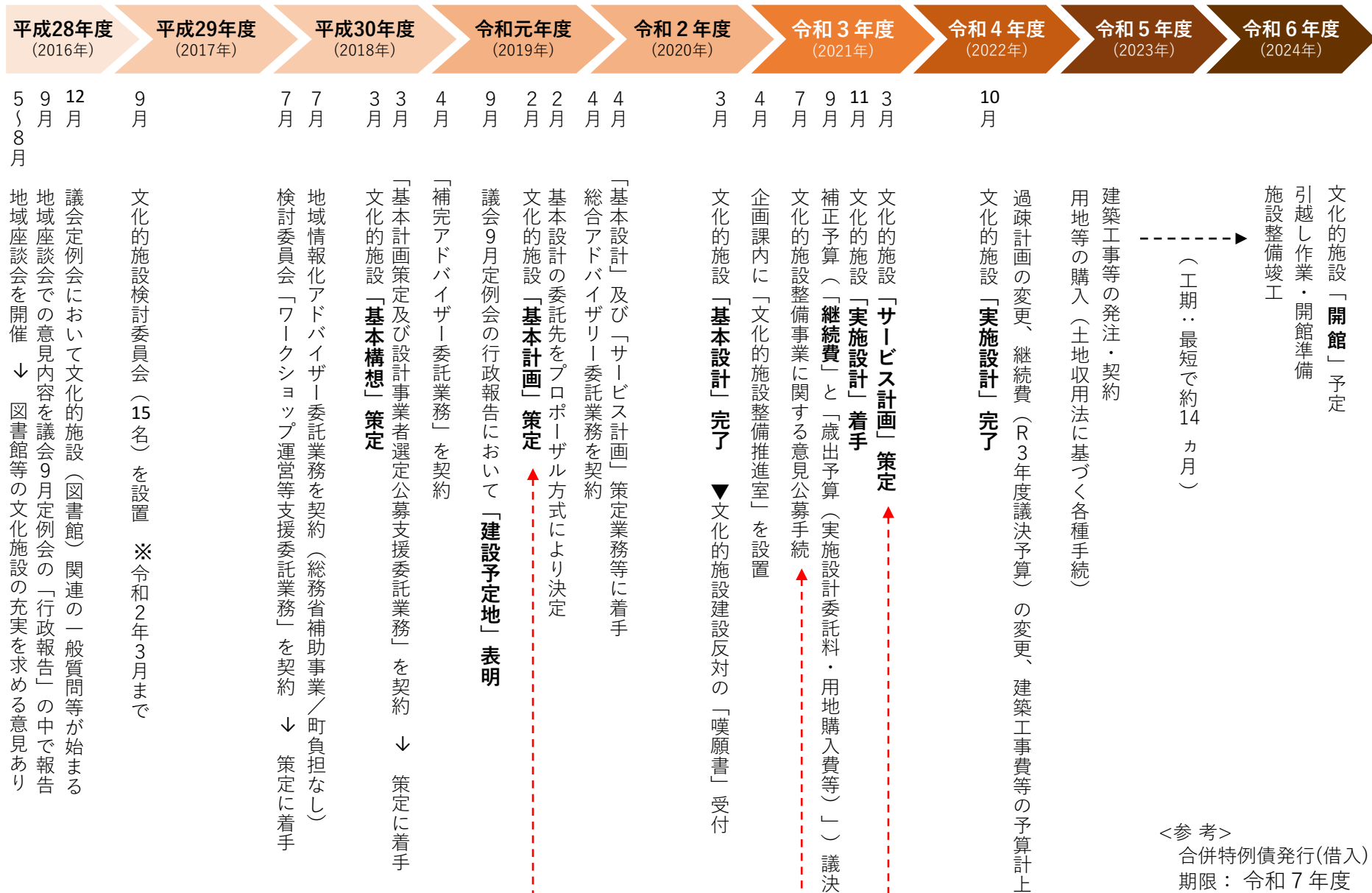
目 次

今回の説明・意見交換会のポイント

① これまでの経過と今後の予定	
(1) これまでの経過及び今後の予定（詳細版）	1 ページ
(2) //（簡易版）	2
② 実施設計の結果	
(1) 総事業費と設計金額	3
(2) 実施設計の概要	4
(3) 総事業費と維持管理費	5
(4) 財源内訳と町の実質的な負担額（内訳）	6
(5) //（イメージ図）	7
③ 町の財政見通し	
(1) 地方債残高と基金残高の推移	8
(2) 実質的な地方債残高と実質公債費比率	9
④ 現状と課題の確認	
(1) 図書館・美術館の現状	10
(2) 文化的施設整備（ハード面改善）の必要性	11
(3) 図書館や読書・情報環境の現状と課題（蔵書数比較）	12
(4) //（貸出冊数の推移）	13
⑤ サービス計画と施設の必要性	
(1) 文化的施設の整備とサービス計画	14
(2) 文化的施設がある未来（イメージ図）	15
(3) 文化的施設がある暮らし～202X年（イメージ図）～	16

これまでの経過及び今後の予定（詳細版）

R04.10.31現在



条例に基づく意見公募手続を実施

<参考>
合併特例債発行(借入)
期限：令和7年度

これまでの経過及び今後の予定（簡易版）

R04.10.31現在

現在

平成29～令和2年度

令和3年度

令和4年度

令和5～6年度

▼文化的施設整備検討委員会を設置

▼基本構想を策定



▼基本計画を策定

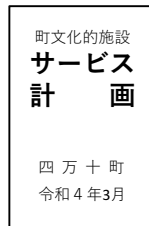


▼基本設計の完了

▼令和3年議会9月定例会において
令和3年度以降の整備等に要する

「予算」を議決

▼サービス計画を策定



▼実施設計の完了



▶実施設計とは…基本設計を踏まえ、施設の建設に必要な図面や構造・工法・数量等を定めた建物の最終的な設計図書のこと

▼施設開館（予定）

この増額分に対する判断が求められている

※建物の内容は基本設計時から大きくは変わっていない

資材単価の高騰等に伴う建築工事費等の増額

▶令和3年議会9月定例会において、令和3年度以降の整備等に要する「予算」を議決

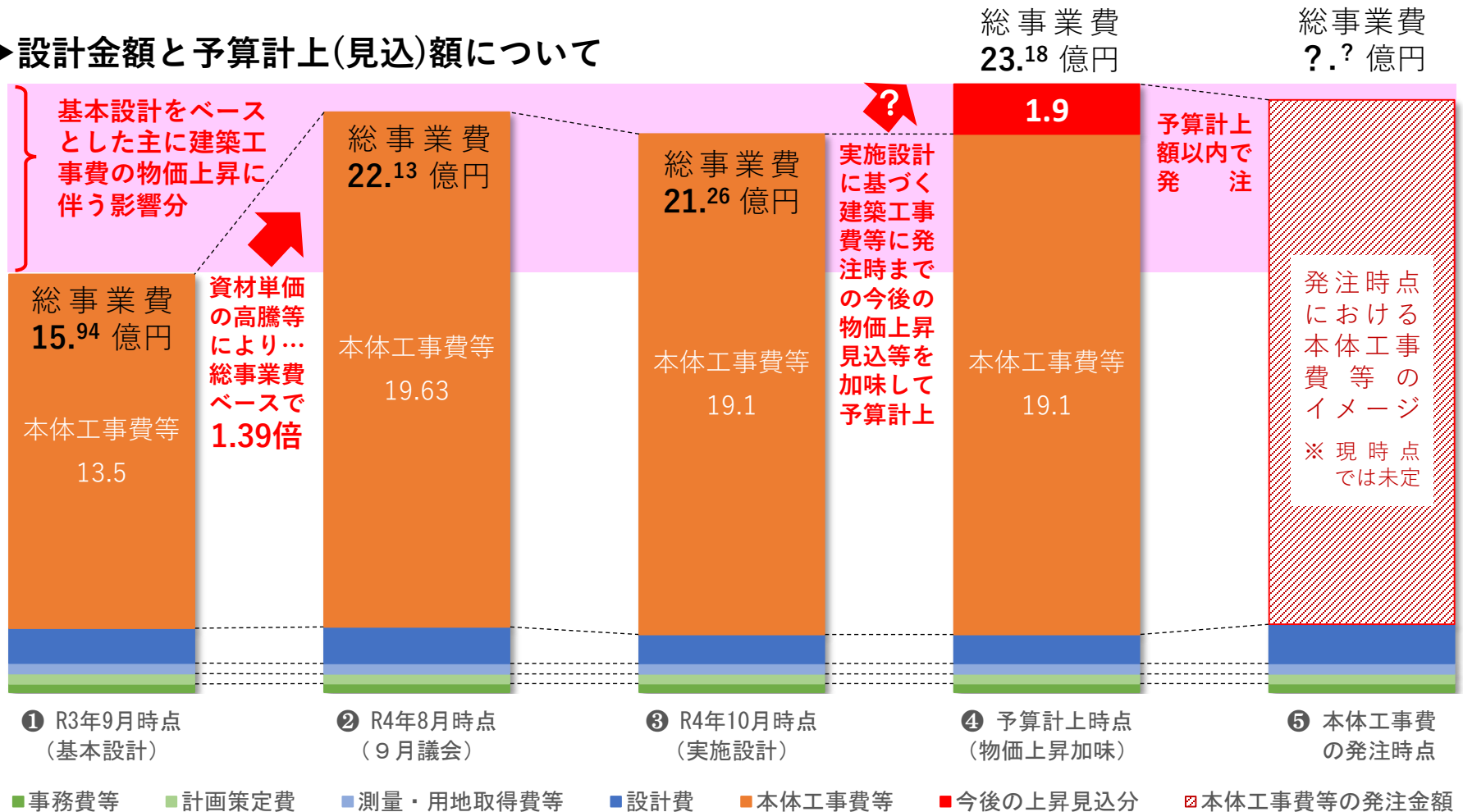
- ① 建築工事費や引越費用といった開館までに必要な予算を「継続費」として議決
- ② 基本設計を踏まえた「実施設計」「用地購入費」等に関する歳出予算を議決

▶基本設計とは…実施設計のための方向性や大まかな仕様を決める設計図書のこと

▶ 総事業費とは…

施設本体の建築工事費のほか、これまでに要した「計画の策定」や「施設の設計」「用地等の購入」、施設の開館までに必要な「引越し費用」「事務費」なども含めた、**平成29年度から令和6年度(予定)までに必要な経費の総額**（見込額を含む）の事です。【注】施設本体の建築工事費ではありません。

▶ 設計金額と予算計上(見込)額について



施設の概要

【延床面積】 **1,996.71m²** ▶参考：基本設計時は2,027.65m²
 【建築面積】 1,527.37m²
 【敷地面積】 4,470.39m²



◆構造◆

- | | | |
|----------|------------------------|-------------------------|
| ① アプローチ棟 | 332.23m ² | [木造] |
| ② メイン棟 | 1,474.88m ² | [鉄筋コンクリート造及び鉄骨造(一部SRC)] |
| ③ 線路棟 | 189.60m ² | [木造] |

施設の詳細は特集チラシ
No.15・No.19をご覧ください

総事業費 23億1,780万円

※実施設計に基づく建築工事費等に、発注時までの今後の物価上昇見込等を加味した金額。

総事業費と維持管理費

R04.10.31現在

▶総事業費（平成29～令和6年度計）

	予算計上予定額※	令和3年9月時点	主な歳出の内容
計 画 策 定	3,674万円	3,920万円	基本設計策定、設計事業者選定公募支援、総合アドバイザー委託等
測量・用地取得等	3,919万円	4,055万円	旧役場本庁舎跡地用地測量、地質調査、用地購入、支障物件等移転補償等
設 計 費	1億 663万円	9,661万円	基本設計、実施設計、旧役場本庁舎跡地擁壁補強工事設計等
本 体 工 事 費 等	21億 314万円	13億 8,630万円	本体工事費（建築主体、電気・機械設備）、設計監理、附帯工事、町産材調達、備品等
事 務 費 等	3,210万円	3,165万円	図書システム等整備、図書等引越費用、会計年度任用職員報酬、旅費等
計	23億 1,780万円	15億 9,431万円	

※予算計上予定額とは…実施設計に基づく建築工事費等に、発注時までの今後の物価上昇見込等を加味した金額。

「予算計上予定額」と「令和3年9月時点」を比較すると…

総事業費（イニシャルコスト）

7億 2,349万円の増

ただし、町の実質的な負担額は…

2億 6,366万円の増

※実質的な負担額については次頁参照

維持管理費（ランニングコスト）

年間 8,096万円

- ▶現施設と比較して +4,388万円
ただし、施設整備の有無に関わらず、専門職の雇用や資料費の増額、事業費や移動図書館の経費等で約2,700万円の増額は必要
- ▶令和3年9月の試算と比較して +150万円

総事業費 (見込額)	左の財源内訳			
	国・県	地方債	基金	一般財源
① 23億1,780万円	0万円	町の借金 20億4,170万円	町の貯金 2億1,170万円	6,440万円

◆知っていて欲しい3つのポイント◆

町には127億5,529万円※¹の貯金があります。
では、なぜ起債（借金）をするのか？

①建設地方債の考え方

→世代間負担（将来の町民）との公平性の確保

②地方交付税措置

→返済額の70%※²を国が措置

③合併特例事業債には期限あり

- 合併特例事業債は令和7年度までの制度
- 過疎対策事業債は令和12年度までであるが、使用できるのは「図書館」のみ

※1：令和3年度末の普通会計「積立基金」残高

※2：当事業で使用する合併特例債や過疎対策事業債の場合



【町の実質的な負担額】

① 総事業費 23億1,780万円

② 地方交付税として措置される額
(地方債の額×70%)

14億2,919万円

つまり、町の実質的な負担額は…

① - ② = ③ 8億8,861万円

令和3年9月と比較して、実質的な負担は… 2億6,366万円の増

※利子分を除く

① H29～R6総事業費 23億1,780万円

↓ 事業費の一部を国等から借り入れ(借金)

地方債(借金) 20億4,170万円

[内訳] 合併特例債 11億3,170万円
過疎対策事業債 9億1,000万円

一般財源
2億7,610万円
(基金取崩し含む)

地方債(借金)の7割が、国から地方交付税として措置(交付)される



② 地方交付税措置 14億2,919万円
(地方債×70%)

地方債に対する
町の負担額
6億1,251万円
(地方債×30%)

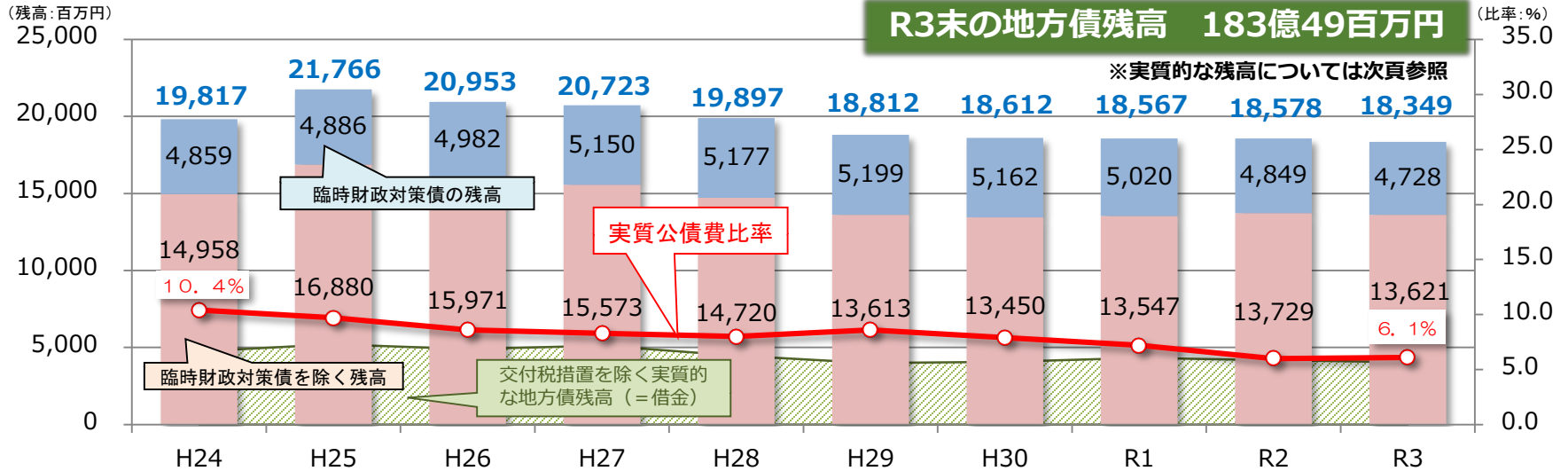
地方債分を除く
町の負担額
2億7,610万円

①-②= ③ 町の実質的な負担額 8億8,861万円

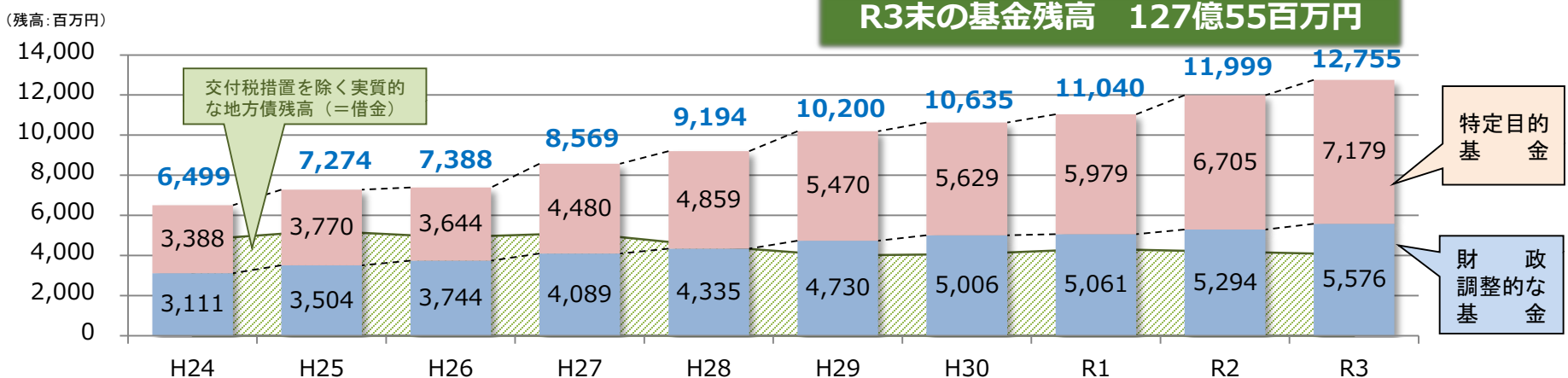
【参考】 地方債残高と基金残高の推移

[出典] 令和3年度四万十町普通会計決算の状況 (抜粋)

▶ 地方債残高の推移



▶ 基金残高の推移 (積立基金)



次ページでポイントを説明 →

▶ポイント① ～実質的な地方債残高～

- ① 令和3年度末の地方債残高 **183億49百万円**
- ② ただし、四万十町では「合併特例債」や「過疎対策事業債」など、**町が返済するお金に対し地方交付税措置がある有利な地方債を活用**
- ③ 地方債残高183億49百万円のうち、**142億91百万円**は地方交付税として国から交付
- ④ このため、**町の実質的な借金は40億58百万円**

【参考】⑤令和3年度末基金残高 **127億55百万円**

▶ポイント② ～実質公債費比率～

実質公債費比率とは…町の財政状況を確認する指標の1つ

◆早期健全化基準（イエロカード）25%

◆財政再生基準（レッドカード）35%



- 令和3年度末時点で**6.1%**
- 文化的施設整備後のピークである令和10～11年時点で**9.1%の見込み**

※実質公債費比率の上昇は、文化的施設施設の影響だけではありません。（その他のハード整備の影響等も含む）

- 過去のピークは平成20年度末時点で**17.5%**

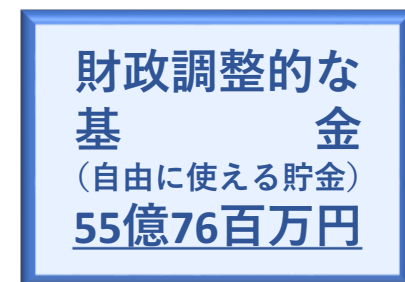
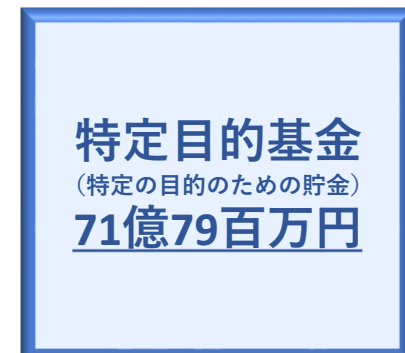
地方債（借金）

- ①令和3年度末地方債残高 **183億49百万円の内訳**



基金（貯金）

- ⑤令和3年度基金残高 **127億55百万円の内訳**



こうしたことも踏まえ事業を計画

図書館・美術館の現状

(本館) 図書館



共通



美術館



文化的施設整備（ハード面改善）の必要性

蔵書数の充実
(8.2万冊収蔵可能)

移動図書館車に
対応する設備

自由に使える
座席の設置
(100席以上)

事務
スペース
の改善

ユニバーサル
デザインに
配慮した設計

美術作品の適切な
収蔵環境の整備
(スペース・温湿度管理)

複合施設として整備することのメリット

- ▶施設の整備費用や、運営に係る経費の縮減
- ▶事務室・トイレや通路等を共有して効率化
- ▶専門職を配置しつつ事務処理を共有・効率化



文化的施設
延床面積：1,996.71㎡

施設（ハード）面の 環境改善部分

- ▶書架の間隔：115～130cmに拡大
- ▶トイレ：オストメイト対応のものや、介助用ベッド等がある多機能トイレ、子ども用トイレの設置
- ▶授乳室、スロープ、エレベーターの設置 …など

「ソフト面を充実」させるためには、必要最低限の「ハード面の改善」が必須

図書館・美術館の 現状（課題）

- ▶約35年前に法務局とその宿舎として建てられた施設で、用途に適した仕様になっていない
- ▶通路や書架の間隔が狭いなど、公共施設としてのユニバーサルデザインに欠けている
- ▶美術作品の適切な管理が困難な状況
- ▶本を読んだり、学習する場所が少なく居場所がない … など

▼現図書館(本館)・美術館 → 多くの課題を抱え、公共施設として不十分な状況



面積:615.65㎡

老朽化



書架の間隔:90cm

狭く
利用しづらい

障がい者用トイレ



収蔵スペース
が限界



美術作品の収蔵庫

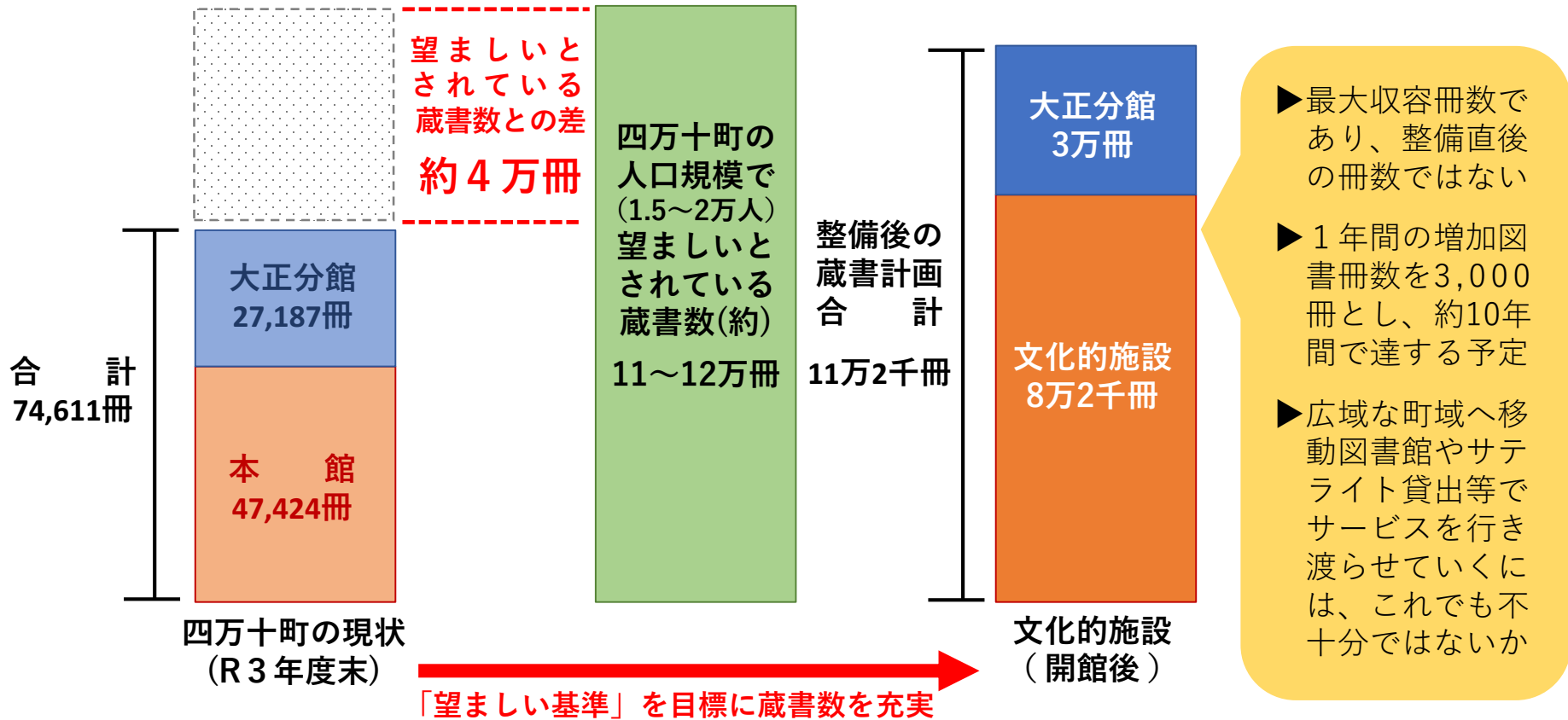
必要最低
限対応す
べき部分
(必須部分)

現 状

図書館や読書・情報環境の現状と課題（蔵書数比較）

出典：第2期(令和4～8年度)オーテピア高知図書館サービス計画

[参考資料] 『日本の図書館 統計と名簿』電子媒体版/日本図書館協会1999～2020



高知県全体で見ても、「望ましい基準*1」に対して50%程度しか充足しておらず、都道府県別の蔵書数*2のランキングにおいて、**全国で最下位**となっている

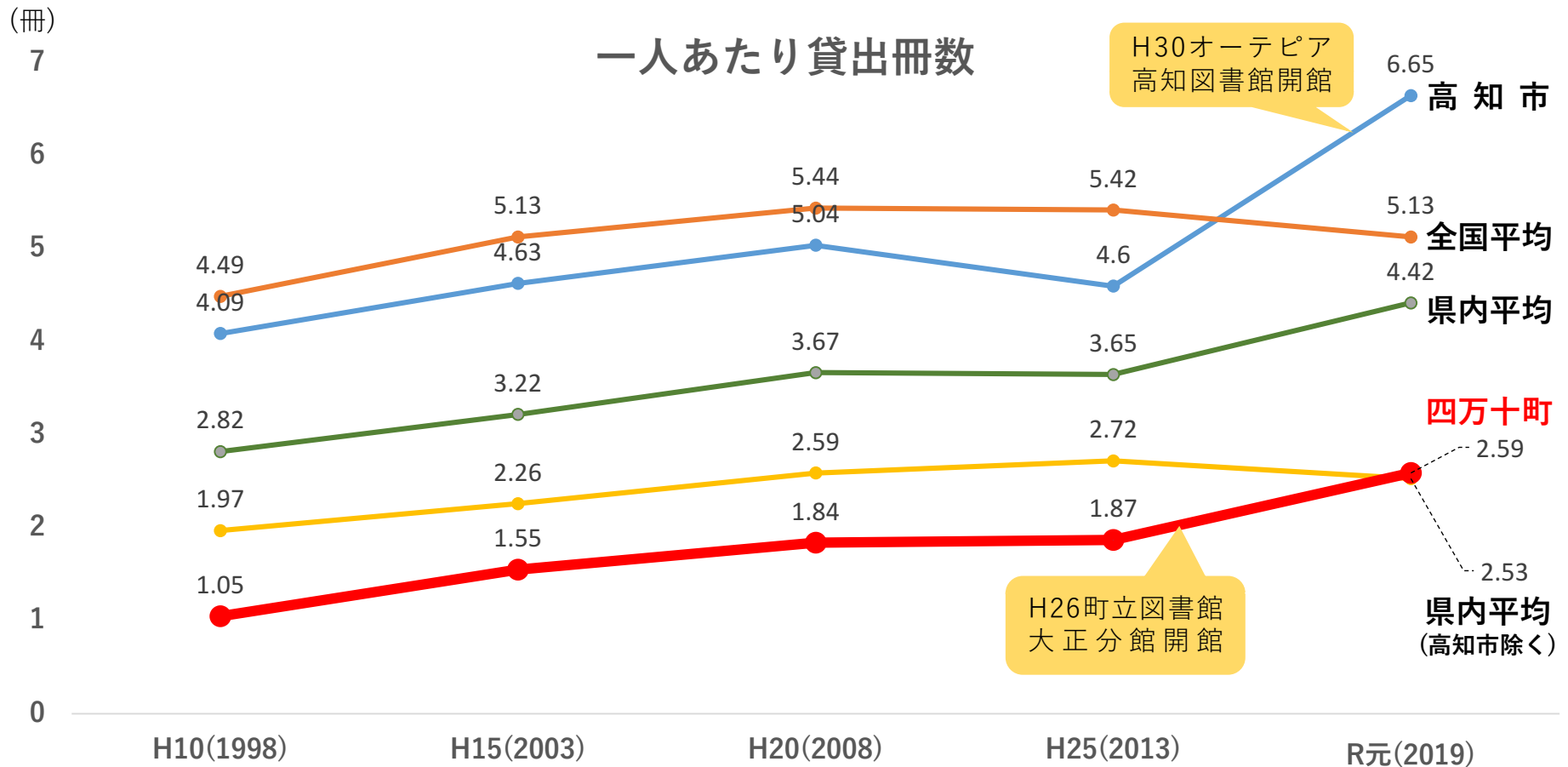
*2 都道府県立図書館と市区町村立図書館の蔵書数の合計

→県内の読書環境・情報環境は厳しい状況

*1 望ましい基準：ここでは「文科省－図書館の在り方検討協力者会議がまとめた報告書において人口規模別に示された自治体あたりの蔵書冊数」をいう

図書館や読書・情報環境の現状と課題（貸出冊数の推移）

出典：第2期(令和4年度～令和8年度)オーテピア高知図書館サービス計画



▶ 県民一人あたりの年間貸出冊(点)数は、年々増加しているものの、高知市を除く県内市町村では、全国平均の5割程度にとどまっておられ、全国平均に比べかなり低い水準にある。一方、高知市ではオーテピア高知図書館開館後は著しく増加し、全国平均を上回っている。

▶ 四万十町では、大正分館整備後は増加傾向にあるものの、全国平均や県内平均に比べると著しく低い水準にある。

文化的施設の整備とサービス計画

町民の生活や学習・文化活動を支え、さまざまな課題に向き合うために必要な文化的施設とは…単なる「図書館・美術館」の建替えではなく、**四万十町の文化施策の「核」となる施設をつくること**



- ▶ 基本構想・基本計画の方針や方向性を具体化し、文化的施設で提供するサービスの基本的な考え方と、具体的な実行計画を示すものとして「サービス計画」を策定。
- ▶ 基本設計をもとに、サービス計画と一体となった施設の「実施設計」が完成。

四万十町文化的施設サービス計画QRコード→

現在の町立図書館・美術館の課題を解決し「サービス計画」を実現するために必要な機能を備えた施設

【図書館機能】

- ▶ 収容冊数8万2千冊の実現
- ▶ 遠隔地への図書館サービスを行う移動図書館
- ▶ みんなの居場所・100席以上の閲覧席と静読室を実現



【美術館機能】

- ▶ 多様な活動を支える空間の新設
- ▶ 美術品を守る収蔵庫の実現



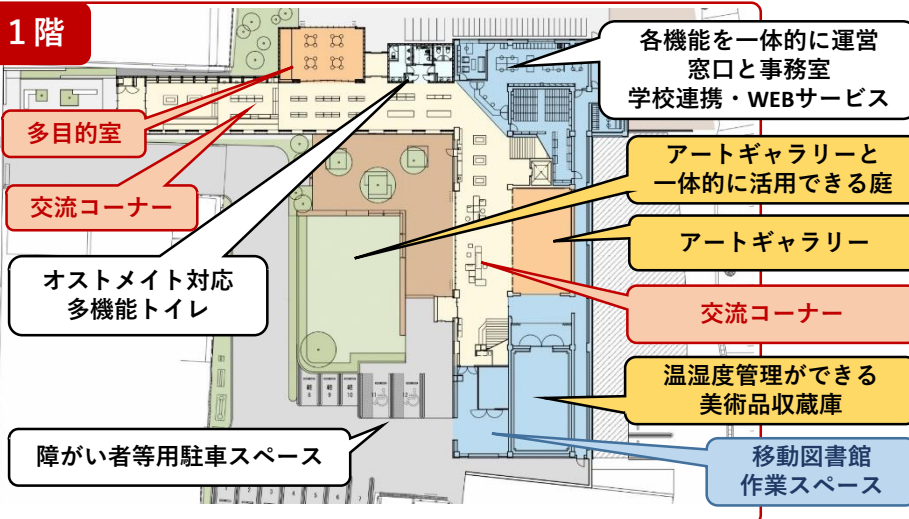
【展示機能】

- ▶ 町内の回遊を促す展示を実現

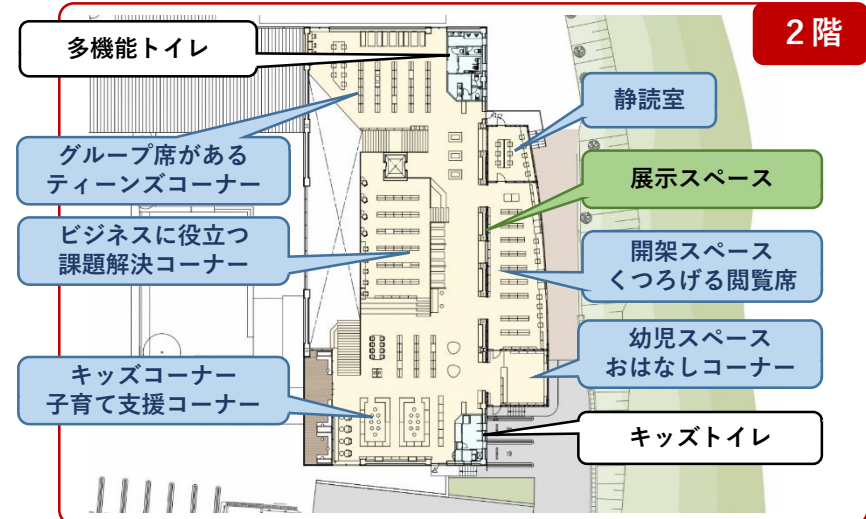
【コミュニティ機能】

- ▶ 交流を促す「場」を実現

1階



2階



施設をきっかけ(核)として、町の文化や人の流れを活性化する

※各コーナー名は仮称

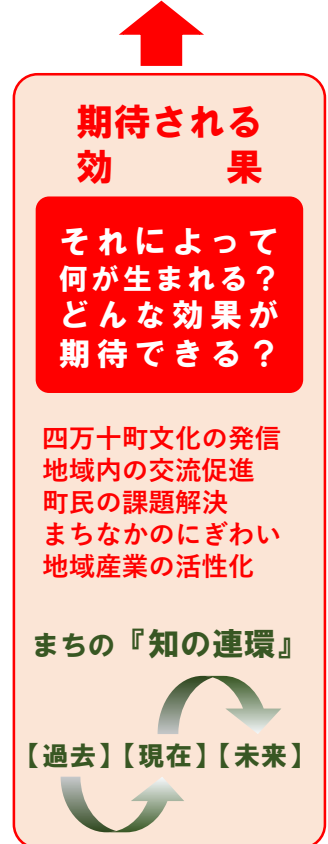
- ▶ 町民の課題の数だけ需要がある
- ▶ 施設の完成が目的(ゴール)ではなく、町民が活用しながら一緒に創り上げていくことが重要

文化的施設 = これらを実現するための「まちづくりの拠点」



化学反応

- ④ コミュニティ機能**
(仕組み・仕掛けづくり)
- さらに
- まちの情報が集まる場になる
 - 交流の場になる
例えば…掲示板の設置や町民企画による中庭でのイベント
 - 子育て助けあいの場になる
 - 学びあいの場になる
 - 多世代が集う場になる
 - 参加や活躍の場になる
例えば…読み聞かせボランティアやサポーター・子ども司書
 - 誰でも気軽に利用できる場になる



文化的施設がある暮らし～202X年（イメージ図）～

【文化的施設ができた数年後…】

文化的施設は、町立図書館の本館として、大正分館・十和分館、移動図書館、サテライト貸出を支え、所蔵している資料は町のあちこちで利用されています。また美術や歴史資料の展示を見たり、アート活動に気軽に参加できるようになりました。四万十町の資料もたくさんあり、先人の知恵に触れる機会が増え、インターネットを通じて町外とのつながりも増えてきました。

小・中学校では、先生と子どもたちがデジタルアーカイブから動画を見つけて、四万十町の先人や歴史について勉強を深めています。

私の世代（65歳）だと、図書館と聞くと、どうしても子どもが本を読みに行くところというイメージだったので、正直あまり期待していなかったのです。ですが、いい意味で期待を裏切られました。

交流コーナーでは30代、40代の現役世代が熱く議論していました。何気なく耳を傾けていると、どうやらこの「文化的施設」を核に窪川、ひいては四万十の町をどうしていくか議論していたようです。…(略)…これがきっかけになって実は60の手習いで放送大学の学生になったんです。…(略)

「四万十町文化的施設基本計画」P.13

文化的施設の利用体験ストーリーより



- ・情報が集まる場
- ・交流の場
- ・学びあいの場